平成２９年（フ）第４７号
鳥取県倉吉市広瀬町1577番地３　越殿団地27号
債務者　坂根　由美
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第８０９号
広島市中区広瀬北町２番28―713号
債務者　上田　笑路
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０７号
広島市中区西十日市町６番４―201号
債務者　井手口真樹
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２９号
広島市南区宇品東３丁目６番24号
債務者　星野　　歩
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４２号
広島県安芸郡府中町大須１丁目16番24―305号
債務者　水嶋　祐二
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３６号
熊本市東区東町３丁目６番２―４号
債務者　坂本　晴耶
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６０号
熊本県菊池市泗水町吉富300番地143、前住所福岡県直方市大字頓野1317番地５　フィオーレ・遊Ａ―202号
債務者　安楽　理恵
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４８７号
熊本市西区城山下代４丁目５番17号　グランデールハイツＡ102号室
債務者　田野尻久美子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５１７４号
大阪府門真市上島町38番10号　サン上島203号
債務者　牧野　真一（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２８４号
大阪府寝屋川市高倉２丁目１番18号、前住所大阪府四條畷市清滝新町16番408号
債務者　小原　葉子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３４６号
大阪市西成区天下茶屋１丁目１番16号　天下茶屋ビル　201号
債務者　山口　智章
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１号
福島県会津若松市館馬町11番39号　コーポかりん101号室、前住所福島県会津若松市五月町５番地　県営住宅１棟９号
債務者　小椋　　昇
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午後１時30分
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
北海道旭川市神楽２条11丁目２番18号　ロンシャン神楽　101号室
債務者　東村　吉峰
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９６号
岡山市北区法界院５番６号
債務者　岡本　達哉
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６６号
岡山市北区庭瀬26番地１　森本アパート101
債務者　吉岡　　隆
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７３１号
横浜市青葉区藤が丘２丁目36番地24　コート・ブランドールＢ―205
債務者　杉山　鶴子（旧姓酒本）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部